

◎新潟県訓令第1号

本 庁
地 域 機 関

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月20日

新潟県知事 米 山 隆 一

次の表の改正後の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号（以下「追加別表細目号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の号の表示及び追加別表細目号を除く。）に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表第4（第6条関係） （略） 土木部 （略）		別表第4（第6条関係） （略） 土木部 （略）	
河川管理課		河川管理課	
部長専決事項	課長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
(1)～(3) (略)	(1) <u>削除</u>	(1)～(3) (略)	(1) <u>河川法第14条第1項の規定により、操作規則を定めること。</u>
<u>(3)の2 河川法第14条第1項の規定により、操作規則を定めること。</u>	(2)～(16) (略)	(4)～(24) (略)	(2)～(16) (略)
(4)～(24) (略)		(4)～(24) (略)	
(略)		(略)	
(略)		(略)	